

公立大学法人秋田公立美術大学経営審議会委員の報酬等に関する規程

平成25年4月1日

規程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款第17条第2項に規定する経営審議会委員である者のうち、同項第4号に掲げるもの（以下「学外の経営審議会委員」という。）に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 学外の経営審議会委員が法人の職務に従事したときは、当該学外の経営審議会委員に対し、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額16,000円とする。

3 前2項の報酬は、勤務日数に応じ支給するものとし、支給日および支給方法は職員の例による。

(通勤手当)

第3条 学外の経営審議会委員が法人の職務に従事したときは、通勤手当を公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号）の例に準じて支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

